

大台町太陽光発電設備等設置費補助金を申請される方へのお願い(注意事項)

補助金を受けるための条件として、毎月発電した電力量の 30%以上を申請した住宅内で自家消費しなければなりません。(詳細は以下の(1)～(4)のとおりです。)

なお、補助金を受けた後も FIT・FIP 制度の認定を受けてはいけません。

(1)発電量等がわかる書類やデータの保管

補助金を受けた方は、以下の書類やデータを保管しなければなりません。

①太陽光発電設備による毎月の発電電力量がわかるもの

【例】発電量計測装置等に記録された電子データ

②発電した電力のうち毎月の売電電力量

【例】売電明細書等

③補助申請した住宅の毎月の購入電力量

【例】住宅の電気料金の請求明細書や請求明細データ

※設置予定である機器が、①～③を確認できる仕様であることを、事前に確認しておいてください。

(2)書類やデータを保管する期間

(1)の書類やデータを、補助金を申請した翌年度から 5 年を経過する年度末まで保管しなければなりません。

(3)発電した電力量の 30%以上を自家消費すること

補助金を受けるための条件として、毎月発電した電力量の 30%以上を申請した住宅内で自家消費しなければなりません。

なお、自家消費量、自家消費割合は、次の計算式で求めることができます。

自家消費量 = (1)①の発電電力量 - (1)②の売電電力量

自家消費割合 = 「自家消費量」÷(1)①の発電電力量×100(%)

*各電力量の単位は一般的に kWh となります。

(4)自家消費割合報告書(様式第 12 号)の提出

(3)の自家消費の状況について、保管している(1)の書類やデータとともに自家消費割合等を計算した報告書を、設置後毎年3年間、町に提出しなければなりません。

報告期間は、1年間(4月～3月)分であり、翌年の7月末日までに提出する必要があります。